

2018年権利討論集会 分科会のご案内

【第1分科会】労働争議をどうやって勝ち抜くか

第1分科会では、毎年、労働委員会・裁判での闘いについて、意見交換・経験交流をしています。

今回の第1分科会のテーマは、「労働争議をどうやって勝ち抜くか」です。実際の労働争議（泉佐野・不当労働行為事件、NTT 継続雇用拒否事件）をもとに、何が不足し何が奏功したのか、また裁判所・労働委員会自体の問題点、さらには運動全般について振り返り、互いに議論・意見交換をして、労働争議をどうやって勝ち抜くか、の礎を築きましょう。

なお、去年は第1分科会を2つに分けて行いましたが、たくさんの方の率直な意見を頂くとともに、全員で知恵を出し合い意見交換できるよう今年は例年どおり1つにまとめて行います。みなさまのご参加をお待ちしています。

【第2分科会】2018年問題をいかに闘うか

1 申込みなし制度～派遣法40条の6、7をいかに使うか～

2018年10月以降に問題化が予測される期間制限違反や、旧派遣法時代から問題視されている偽装請負等を行った派遣先に対する直接雇用の「申込みなし制度」（派遣法40条の6、7）について、2017年11月に裁判提起した事案をもとに、今後どのように対策をとり、組合・裁判運動を盛り上げていくのかを検討します。

2 組合運動に学ぶ直用化を求めるたたかい

派遣社員について今年新たに直接雇用を勝ち取った KBS 京都労組等の運動から直用化を勝ち取るまでの過程、その後の状況などについて検討し、改正派遣法施行後に直用化の制度を勝ち取った組合の取り組みについて学びます。

3 格差是正のたたかい～派遣労働者と労契法20条～

多くの派遣社員が支払いを受けていない交通費をはじめ、派遣社員といわゆる正社員との労働条件の格差の是正について、労働契約法20条をもとに

いかに取り組み、是正を勝ち取っていくのかを、事例とともに検討していきます。

4 2018年問題にいかに取り組むか

2018年10月以降に本格化する派遣法の期間制限違反問題や、2018年4月から本格化することが予想される労働契約法18条の無期転換など、2018年は非正規労働者の権利に大きな変動が発生することが予測される年です。その2018年をいかに乗り越え、派遣社員含め非正規労働者の権利実現を勝ち取るかを検討していきます。

【第3分科会】 実現しよう！ 無期雇用

無期転換ルールのご存じですか？

5年以上継続して同じ会社で働き続けてきた有期契約労働者の方々が、無期労働契約の申込みをすれば、使用者の承諾なしで、無期労働契約に転換するルールが、2018年4月1日以降、適用され始めます（労働契約法18条）。労働者側にとっては画期的な制度なのですが、他方で、有期契約労働者のことを「景気の調整弁」という捉え方しかしていない使用者にとっては、厄介な制度と考えています。現に、無期転換ルールを潜脱するために、5年以上は契約を更新しないと不更新条項を契約書に盛り込んだり、クーリング期間を設けて無期転換ルールを適用させない等の対策を立てている企業も見受けられます。

労働者としても、使用者の潜脱行為に対する対策を考える必要があります。第3分科会では、無期転換ルールを確認した上で、使用者の潜脱行為に対する対策などを学習します。また、無期転換ルールが適用される昨年の段階で、無期雇用及び正社員の地位を獲得された労働組合の取り組みなども検討します。使用者の無期転換ルールの潜脱行為を絶対に阻止しましょう。

皆様のご参加をお待ちしています。

【第4分科会】 過労死促進法?? 労基法改正を考える

この間、残業時間の上限を100時間未満、複数月平均80時間以内と定めることを含む労基法改正の検討が進められてきました。すでに平成29年9月15日付けで「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要

綱」について労政審から答申が出ています。このような残業時間の上限で過労死が防止できるのでしょうか。

第4分科会では、どうして政府が進める「働き方改革」に基づく労基法改正が「過労死推進法」制定となるのかについて検討し、労基法改悪を阻止する取り組みにつなげたいと思います。

また、過半数組合や職場代表が関与して制定される36協定が過労死を生み出す温床になっている現状を知っていますか？各職場の36協定を検討し、過労死を防ぐために私たちに何ができるのか、職場における労働時間把握と規制について議論しましょう。

【第5分科会】 “知らずして聞えない！？”

ブラック企業の手法と対抗策

「ブラック企業」という言葉が広まってから数年が経ちました。長時間労働や低賃金などで労働者を使いつぶすのがブラック企業の特徴ですが、その手法として目立つのが、固定残業代、求人詐欺（求人と実態が異なる問題）、退職妨害（辞めさせてくれない、辞めようとするすると損害賠償請求すると脅される問題）などです。

固定残業代については、サービス残業を招きかねない制度として批判を集めていましたが、2017年に最高裁判例が出たこともあり、研究して知っておく必要があります。また、求人詐欺については、職安法の改正や、2017年の注目裁判例の登場など、見逃せない動きがあります。さらには、SNS（LINEなど）でのパワハラについても、近年相談が増加しており、対策の必要があります。そして、未払い賃金等を請求したり、辞めようとするすると多額の損害賠償請求をされるといった事案も増えてきています。

ブラック企業問題に取り組む若手弁護士が、「ブラック企業対策！判例ゼミ」で培った知識や議論をもとに、現状と対抗策をお伝えします。また、団体交渉、裁判・労働審判での闘い方について、組合や弁護士等の意見を元に議論をしたいと考えております。

ご参加をお待ちしております！

【第6分科会】 貧困・社会保障問題と労働運動

～いま私たちにできること

身近なようで難しい貧困・社会保障問題。いま私たちに何ができるのか、一緒に考えてみませんか？

第6分科会では、志賀信夫先生（大谷大学助教）を招いて、労働運動と社会保障についてご講演いただきます。志賀先生は、近年『貧困理論の再検討～相対的貧困から社会的排除へ～』を出版される等、貧困研究の新進気鋭の研究者です。自治体と連携して地域の貧困問題解消の活動をなさると同時に、労働運動との連携を模索され、NPO法人POSSE代表今野氏らとともに研究会を重ねておられます。志賀先生のお話は、今後の労働組合の活動の大きな指針になると思われます。

その他にも、生活保護引下げ違憲訴訟や年金減額違憲訴訟の進捗状況等や、近年の社会保障法制改正の内容等も盛り込み、充実した内容となっております。

みなさんのご参加をお待ちしております！！

【第7分科会】 表現の自由

～活動の現場で直面する問題と国民投票を考える～

第7分科会では、集会や街宣などの表現の自由を行使する場面において、警察による過剰な規制や、反対の意見を持つ人々たちによる妨害や挑発行為などに直面した際にどのように対応すべきなのか、また、そのような過剰な規制や妨害・挑発行為が行われるのをどう未然に防止することができるのかを、実際にあった事案等をもとに考えていきます。

また、**来年**にでも憲法改正の発議が行われるかもしれない緊迫した情勢のもと、憲法改正の国民投票が実施された場合に備え、国民投票運動としてどのようなことができるのかということや、潤沢な資金に裏付けされた改憲派による改憲賛成に誘導するテレビCMが流し放題になりかねないなどの国民投票法の問題点を改めて考え、知識を共有しておくことが必要です。国民投票が実施された場合に備えて議論を深めていきましょう。

いずれも重要な権利である表現の自由が不当に脅かされる危険をはらむもので、今ぜひ皆様と一緒に考えていきたい問題です。皆様のご参加をお待ちしております。